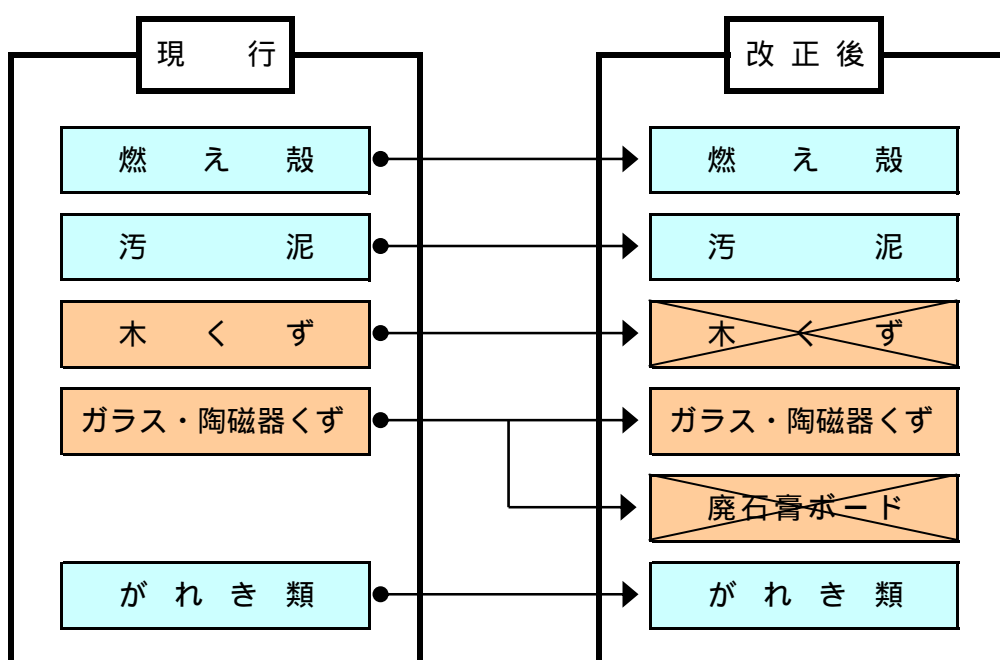


# 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正（案）の概要

## 1. 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の改正の内容

### (1) 本市が設置する廃棄物埋立場に処分することができる産業廃棄物【規則第10条】

規則第10条で規定している産業廃棄物のうち、第3号「木くず（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物（以下「特定資材廃棄物」という。）を除く。）」及び第4号「ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）」のうち「廃石膏ボード」を埋立処分できない産業廃棄物とする。



### (2) 改正（産業廃棄物の搬入規制）の理由等

現埋立場の延命化を図るとともに、次期埋立場における産業廃棄物の受入量削減を目指す。

年間の減量見込 約27,000 t（延命効果：2年6ヶ月）  
代替の受入態勢 民間処分施設（木くず10社、廃石膏ボード5社）で受入れ

## 2. 施行期日

平成20年1月1日【予定】